平成２９年（フ）第６２３号
宮城県名取市増田２丁目７番51―602号　ステーションプラザ名取、従前の住所宮城県柴田郡柴田町大字船岡字清住町29番地１
債務者　山岸　澄子
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３９号
仙台市若林区南小泉３丁目６番10号　ホワイトキャッスル南小泉ビレジＢ106
債務者　庄子　正樹
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5636番地４一萬里アパート２―５号室
債務者　伊藤　聖志
１　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７号
長野県伊那市中央6442番地４
債務者　櫻井　貴子
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第４７号
長野県伊那市境1658番地１　ヴィラ花みずき103号
債務者　松島　　誠
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２００号
岐阜県関市鋳物師屋７丁目１番４号
債務者　西部　　翔
１　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２５５号
岐阜市加野３丁目２番14―21号（県営加野住宅　H14号棟）
債務者　佐藤由紀子（旧姓大塚）
１　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６９号
岐阜県各務原市蘇原旭町２丁目48番地
債務者　浅野　典子
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８４号
三重県鈴鹿市西条７丁目92番地　クレセール２Ｅ、前住所三重県鈴鹿市桜島町１丁目６番地の17
債務者　山田　博英
１　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５８８号
広島市西区南観音２丁目５番24―203号
債務者　川口　千広
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５４号
広島市東区馬木５丁目1527　セーブル馬木102、住民票上の住所広島県世羅郡世羅町大字西上原512番地
債務者　布藤美佐子（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６３号
広島市東区牛田新町３丁目28番15号
債務者　尾嶋　玲子
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５号
愛媛県松山市雄郡２丁目９番21号　617号
債務者　髙橋　和美
１　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９号
福岡県田川郡川崎町大字田原1872番地の１
債務者　山野　文也
１　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２２４号
宮崎市下北方町戸林5263番地、前住所宮崎市中西町211番地　ＭＥハイツＡ棟204号
債務者　大岐　伸宏
１　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁町13番地３（メイスイビル朝仁501号）
債務者　屋　由紀乃
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第３２号
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町17番３号（新幸荘302号）
債務者　白川　一久
１　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部